

入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名等	頁	第	1	(1)	ア	(ア)	質問内容	回答
1	入札説明書	5	第1		(5)			分棟方式の場合の公共施設の整備に関する支払いは、通常の公共施設と同様に出来高に応じた支払いにしてください。	支払い方法については、入札説明書に記載されているとおり、財産交換時に一括して支払います。
2	入札説明書	6	第2	1				入札参加グループが1グループの場合、入札は成立するのでしょうか。	入札参加者が1グループであった場合においても、入札は成立します。
3	入札説明書	8	第2	3	(4)	エ		資格審査を通過する者がいなかった場合、或いは、資格審査の応募者がいなかった場合は、本事業の公募はどのようになるのでしょうか。	資格審査を通過する者がいなかった場合、或いは、資格審査の応募者がいなかった場合は入札中止になります。その後のことについては、改めて検討することになります。
4	入札説明書	8	第2	3	(5)	カ		提示されている土地売却単価の最低価格は、路線価や公示価格からの想定を上回りますが、整備室での設定の根拠を教えてください。	県・市が実施した不動産鑑定評価に基づき設定しています。
5	入札説明書	8	第2	3	(5)	カ		平米あたりの土地売却単価の最低価格が提示されていますが、どのように基準で価格設定がされたのでしょうか。現在の不動産市況からすると、路線価の2倍程度の価格設定では民間の積極的な参画は難しく、附帯事業がある為に本来目的の公共施設の整備を難しくしているように思えるのですが、いかがでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
6	入札説明書	8	第2	3	(5)	キ		再度の入札は、初回参加者が提案の変更を伴い金額を再提示する機会でしょうか、あるいは参加者入替により行われるものでしょうか？	再度の入札は、入札参加者が金額を変更して再度入札する機会です。
7	入札説明書	10	第2	4	(1)	ア		施設整備に係る建設工事業務及び工事監理業務のうち、備品調達のみを請負う企業が「財産交換契約当事者」又は「協力会社」になることは可能でしょうか。また、その場合、必要となる資格は「物品・役務」で宜しいでしょうか。	「財産交換契約当事者」及び「協力会社」は、建設工事及び工事監理を請負う企業である必要はありません。また、「財産交換契約当事者」及び「協力会社」に必要な資格は第2-4(1)から(3)を確認してください。
8	入札説明書	12	第2	5	(1)	ア	(イ)	「グループとして要件を満たすこと。」との表現は、同一ページの「イ建設に当たる企業」の(ウ)の「少なくともそのうち一社が要件を満たすこと。」と異なりますが、これらは同意義と受け取ってよろしいでしょうか？もし、異なるのであれば、「グループとして要件を満たすこと。」の解釈を具体的に説明願います。 ("まったく同じ組合せで過去に要求されている設計実績の設計を行ったことがある"、ということであれば、きわめて可能性の低い条件であり、事実上グループでの設計参加を制約することになりますので、こうした疑念を考慮した回答を願います。)	ご理解の通りです。実績については、設計にあたる企業のうち少なくとも1社が要件を満たせば構いません。なお、工事監理に当たる企業についても、少なくとも1社が要件を満たせば構いません。ただし、工事監理に当たる企業は、建設に当たる企業でないことが必要です。
9	入札説明書	12	第2	5	(1)	イ	(ウ)	施工実績は代表構成員以外でもよろしいでしょうか。	建設業務に当たる者に求められる実績について、JVでの実績がある場合は、代表構成員であるか否かに関わらず、JVとしての実績を出資比率に応じて評価します。(実績の評価については、事前に相談に応じます。)
10	入札説明書	12	第2	5	(1)	イ	(ウ)	構成員の場合は出資の割合は何%以上必要ですか。	JVの構成員としての出資率は、20%以上が必要です。 (埼玉県建設工事共同企業体取扱要綱及び春日部市建設工事共同企業体取扱要綱)
11	入札説明書	16	第2	8	(2)			契約保証金の納付は、財産交換契約の締結の際でよろしいのでしょうか。	契約保証金は、納付書により契約の締結の日までに納付していただきます。
12	入札説明書	18	第3	3				県・市施設の竣工後に、保有する土地を事業者の一部譲渡するとありますが、建設期間中における民間施設の土地代はかからないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	頁	第	1	(1)	ア	(ア)	質問内容	回答
13	入札説明書	23	第6	4		ア		入札提案書図面集において、枚数制限はございますでしょうか。	資料10(P30) 記載要領 2)各様式別の要領を参照してください。
14	財産交換契約書	8	第3	28	(2)			瑕疵担保期間は、不可効力の条項と同様に公共工事標準請負約款に準じた2年以内になりませんか。	建物は県・市が直接発注する工事ではないことから、請負工事約款の規定を適用せず、民法の請負契約に基づく10年間の瑕疵担保期間としています。
15	業務要求水準書	10	第2	2	(7)	ア		春日部駅付近連続立体交差事業は、本事業と工事期間が重複する可能性はあるのでしょうか。	重複する可能性があります。
16	業務要求水準書	18	第3	2	(4)			「分棟とする場合は、公共施設は北側に配置すること」とありますが、民間施設の敷地は北側の道路に接することは出来ないのでしょうか。	線路側の工事取り合い等のリスクを公共側で負担するため、公共施設を線路側としております。 なお、内容によっては、民間施設の敷地が北側の道路に一部接する計画も認められる場合があります。
17	業務要求水準書	30	第3	2	(12)	イ	(イ)	「10本の高木植栽は、線路側を想定している」との事ですが、業務要求水準書(p.18)の全体配置計画にある「建築不可部分との境界線の残り1.50mは歩道場空地や緑地として整備すること」の部分に高木を植栽する計画でも構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	添付資料5-1 事前調査等業務範囲							土壌汚染調査に関する見通しを示す地歴情報などを公開していただけますか？	具体的な資料はありません。
19	添付資料12 建築不可能部分範囲図							新しい道路境界線の作図に必要な座標値などの情報(添付資料20敷地測量図のような)をいただけますか？	申し出ていただければ電子データで提供します。 (曲線を含むためCADデータ及び座標データ) 電子メールで以下のアドレスまで申し込んでください。 a3930-03@pref.saitama.lg.jp また、メールの件名欄は「道路境界線座標値」としてください。
20	添付資料15-1,15-2,15-3							既存備品の持込はありますでしょうか。既存備品の持込がある場合、備品の移設は事業外との理解で宜しいでしょうか。	添付資料15-1,15-2,15-3のうち、別途調達の記事のある備品については、新規調達とするか持ち込みとするか今後検討を行います。なお、既存備品を持ち込む場合は、本事業の業務範囲外となります。
21	添付資料15-1,15-2,15-3							各備品リストをExcelデータで頂戴することは可能でしょうか。	申し出ていただければファイルを差し上げます。 電子メールで以下のアドレスまで申し込んでください。 a3930-03@pref.saitama.lg.jp また、メールの件名欄は「家具備品リスト」としてください。
22	資料5 事業費算定及び支払方法説明書	5	第4	1				備品の物価変動についてですが、特別な要因により、備品の構成材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費のうち備品、什器の新規調達費が不適当となったと判断した場合には、施設整備費の変更を県・市に請求して協議することは可能でしょうか。備品調達は引渡し直前に実施されるため、建設に比較し物価変動を非常に受けやすく、民間事業者で物価変動リスクを見込むことが考えられます。	備品、什器の新規調達費については物価変動を考慮しません。
23	事業費算定及び支払方法説明書	6	第5	1				民間施設が分棟の場合も附帯事業収支は必要でしょうか。	附帯事業収支としての整理をお願いします。
24	資料6 リスク分担表	3						32に「構成員」とございますが、構成員の定義をお示し下さい。	「各業務を実施する者の業務不履行」に修正します。
25	リスク分担表	3	36					「上記以外の天災(地震等)」とは、「県・市の想定を超える規模の天災(地震)」とということでしょうか。具体的な例等で、もう少し説明頂けないでしょうか。	「要求水準等で示される県・市の想定を超える規模の天災(地震等)」とは、要求水準書添付資料4「要求性能基準表」に定める防災性を満たしてもなお、損傷を避けることのできない規模の天災(地震等)を指します。